

地方法人課税の見直しに対して必要な対策を求める意見書

地方自治体が、少子高齢化社会への対応、防災対策、社会インフラの老朽化対策等の様々な課題に取り組む中、分権型社会の実現に向け、自主的かつ自律的な行財政運営を行っていくためには、地方自主財源の拡充が必要であり、中でも、地方税は地方自主財源の根幹となるものである。

法人住民税の一部国税化によって、自治体間の税源の偏在是正を行うことは、地方の自主財源の拡充を図り、地方分権改革につなげていくという流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならない。

本市の平成 26 年度税制改正での法人市民税の一部国税化による大幅な減収は、消費税 10%段階で得られる地方消費税交付金の増額見込額を、既に上回っているにもかかわらず、先に閣議決定された平成 28 年度税制改正大綱では、国税化の割合が拡大された。本市の今後の財政運営上、市民サービスに更に深刻な影響を及ぼすことは明らかである。

地方分権改革や地方創生の推進に向け、自治体は、各々工夫し、地域特性や強みを活かした特色ある地域づくりを行い、財源確保にもつなげなければならない。都市の活力・魅力向上への投資や、超高齢化への対策など、その規模や対応方策が一律でない中で、自治体運営の根幹となる制度を全国一律の手法で安易に見直すべきではない。

今回の見直しについて、地方自治体の実情や意見を十分に踏まえ、財政運営等に悪影響が生じないよう必要な対策を講ずるべきである。

よって、下記のとおり、ここに強く要望する。

記

- 1 地方法人課税の見直しについては、平成 26 年度税制改正による偏在是正の実態を把握し、今後見込まれる地方消費税交付金などによる増額を上回る国税化が既に見込まれている自治体について、代替え財源及び支援策等の必要な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 3 日

豊田市議会